

平成23年1月1日  
新十津川町まちづくり基本条例が施行されました。

# 僕たち私たちの まちの憲法



新しいまちづくりが始まります

## 何がどうなる？まちづくり基本条例

新十津川町まちづくり基本条例は  
まちづくりを進めていくうえでの  
基本的な考え方やルールを示したものです。  
まちづくり基本条例を基にして  
未来に輝く新十津川町をみんなで創っていきましょう。

今月号では、第6章の行政のうち第22条から第28条までを紹介します。

### 町政運営の原則

第22条 執行機関は、町民主体のまちづくりを推進するため、公正かつ公平で透明性の高い町政運営に努めます。

2 執行機関は、町政の執行に当たっては、経済的かつ迅速に行動し、町民に分かりやすく行います。

町政運営の原則を、次のとおり定めています。

#### 公正・公平の原則

町政は、適法および公正、公平であり、特定の意見に左右されない町政運営を行います。

#### 透明性の原則

行政サービスに関わるすべての情報を皆さんにお伝えします。

#### 効率性の原則

時機を逸しない行政サービス、また効率的で質の高い行政サービスを提供します。

簡明性の原則  
皆さんに親しまれ、生活者の視点に立った分かりやすい言葉で説明します。

### 町の組織のあり方

第23条 執行機関は、社会情勢の変化等に対応し、町民の要望にこたえられる柔軟で分かりやすい組織の編成に努めます。

町の組織は、社会状況の変化などに対応でき、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要があります。また組織は、皆さんと同じ視点に立ち、分かりやすい組織、従来の縦割り行政から脱却した多様な課題に対応できる柔軟性のある組織、責任の所在が明確化された組織であることを定めています。

### 町の説明責任

第24条 執行機関は、重要な政策及び計画の策定に当たっては、事前にその目的、趣旨等を町民に分かりやすく説明します。



2 執行機関は、政策及び計画の進捗よく状況並びに遂行結果について、町民に分かりやすく説明します。

第1項では、皆さんと町による協働のまちづくりにとって、情報の共有と相まって欠くことのできない要件である町の説明責任について定めています。町が重要な政策や計画を策定するときには、事前に策定の理由を説明する責任があり、また、政策や計画の具体的な企画以前に、目的や趣旨を皆さんに認識してもら



うことが大切です。この過程があつて初めて、皆さんの意思反映が可能となります。

第2項では、皆さんの信託に基づく町政執行状況について、結果だけではなく、その過程についても皆さんに分かりやすく誠実に説明を行うことを定めています。

## 意見反映の場

第25条 執行機関は、重要な政策及び計画を策定する場合は、広く町民の意向を反映するため、町民、学識経

験者、関係団体の代表者等で構成された審議会等を設置します。

2 執行機関は、審議会等の委員を選任する場合は、その一部又は全部について町民の中から公募により選任するように努めます。この場合において、執行機関はその選任の理由を明確にしなければなりません。

第1項では、重要な政策や計画を策定するときは、専門家や皆さんの意見を行政運営に反映するため、審議会などを設置するように定めています。

第2項では、町が委員を選ぶときは公募するように努め、審議会などへ皆さんが自主的に、そして積極的に参加ができるように定めています。また、町は、委員の選任結果について理由を明らかにすることを定めています。

## 政策法務の推進

第26条 執行機関は、まちづくりに関する課題を解決し、町民主体のまちづくりを推進するため、主体的に政策

を策定し、法令を適正に解釈した上で自治立法権を活用し、積極的な政策法務を推進するように努めます。

地方分権の推進により、自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されたことから、こうした権限を活用し、法令の解釈、条例等の制定に努め、政策法務を推進するよう定めています。

## まちづくりの構想

第27条 町長は、持続可能なまちづくりのため、まちづくりの基本構想となる総合計画を策定し、公表します。

2 前項の総合計画は、町の最上位計画とし、個別の計画はこれに則したものとします。

第1項では、持続可能なまちづくりを推進するため総合計画を策定し、事業の推進に当たっては、基本計画、実施計画を策定し、適切な進捗管理により、その内容の実現に努めることを定めています。

第2項では、総合計画が町



議会の議決によるものであり、皆さんの総意を反映した計画であることから、町の最上位計画として位置付け、個別の政策に属する計画は、体系的な町政運営のため、総合計画の内容に合致したものとすることを定めています。

## しっかりした財政

第28条 執行機関は、健全な財政運営に努めます。

2 町長は、毎年度の予算及び決算その他町の財政状況に関するものを町民に公表

します。

3 町長は、財政状況に大きな変化があつた場合は、中期的な財政の見通しを公表します。

第1項では、持続可能なまちづくりを推進するため、健全な財政運営に努めることを定めています。

第2項では、町の財政が皆さんが納める税金によって支えられていることから、予算の編成や執行、財政状況などが適正かつ効率的に執行されることを皆さんに分かりやすく公表することを定めています。

第3項では、将来にわたつて安定した健全な財政運営が求められていることから、大きく財政状況に変化があつた場合は、中長期的な財政状況を公表するよう定めています。



新十津川町まちづくり基本条例の全文は、町のホームページで見ることができます。

問合せ 総務課まちづくり推進グループ ☎76・2131